

# ストップ！児童虐待

問合せ

すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

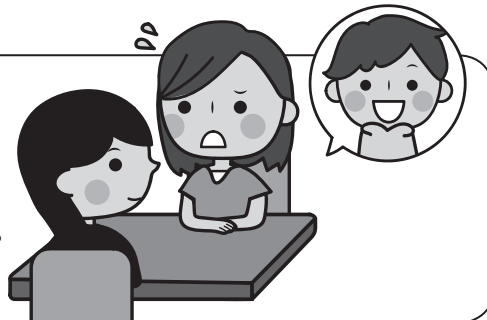
## 子どもを叩いてはいけません

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により外出自粛をしている今、家族で過ごす時間が増えました。先が見えない状況に大人同様に子どももイライラし、大人以上に不安を感じています。

子どもを叩いたり怒鳴ったりすることは虐待とは違うと思うかもしれませんが、叩くことから、ひどい虐待へエスカレートしてしまう可能性があります。

### イライラする時は・・・

- ・部屋を移動したり、子どもと距離を置きましょう。
- ・窓を開けて大きく深呼吸、気分転換しましょう。
- ・自分だけで抱え込まず、家族や近所の人と話をしましょう。
- ・相談機関へ相談しましょう。



令和2年4月、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等の一部を改正する法律が改正されました  
「親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。」

## 児童虐待とは？

- ①身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど
- ②心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、目の前でのDVなど
- ③性的虐待 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ④ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、受診させないなど

## もしかしたら虐待？

あなたが気付いて行動(連絡・相談)することが、子どもと家族を救います。

**相談窓口** 児童相談所全国共通ダイヤル 局番なし189 (イチハヤク) 番  
埼玉県越谷児童相談所 ☎048-975-4152  
松伏町役場 すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎048-991-1876



## 児童手当 現況届の 提出について

児童手当を受給している方は、毎年6月1日時点における状況について、現況届を提出いただくこととなります。該当する方には6月上旬に現況届の用紙を送付しますので、必ず提出してください。(郵送可)(公務員の方は所属庁に提出してください)

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**提出期限 6月30日(火)**

## 児童手当について

▶新規登録の手続き 出生・転入された際は請求日の翌月が支給開始月となります。ただし、出生・転入の翌月に請求された場合でも、出生・転入の15日以内に請求手続きをさせていただければ、特例として請求月が支給開始月になります。

▶支給対象 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの)児童を養育している方

▶支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

▶令和2年度支給時期 6月10日(水)(2月～5月分)  
10月9日(金)(6月～9月分)  
令和3年2月10日(水)(10月～1月分)

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876